

「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業実施要綱」新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">地域医療の充実のための遠隔医療補助事業実施要綱</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (略)</p> <p>4 整備対象 遠隔医療（遠隔病理診断、<u>遠隔画像診断</u>、<u>遠隔手術指導</u>、オンライン診療）の実施に必要なコンピューター機器・通信機器等（ソフトウェアの導入を含む）の整備。 ただし、オンライン診療については、保険診療を目的に行う整備に限ることとし、自由診療を目的とする者が行う整備は除くものとする。</p> <p>5 その他 (1) ①～③ (略)</p>	<p style="text-align: center;">地域医療の充実のための遠隔医療補助事業実施要綱</p> <p>1 目的 この事業は、情報通信技術を応用した遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差を解消し、医療の質及び信頼性を確保することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 都道府県、市町村、厚生労働大臣の認める者。</p> <p>3 事業内容 情報通信機器を活用して病理画像、X線画像、動画等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の診断・助言を得ることで、適切な対応を可能とする。 また、患者の通院負担軽減や医師の移動負担軽減、医療資源の柔軟な活用などの観点から、情報通信機器を活用して、医師と患者間における遠隔地からの診療を行う。</p> <p>4 整備対象 遠隔医療（遠隔病理診断・<u>遠隔画像による診断及び助言</u>、オンライン診療）の実施に必要なコンピューター機器・通信機器等（ソフトウェアの導入を含む）の整備。 ただし、オンライン診療については、保険診療を目的に行う整備に限ることとし、自由診療を目的とする者が行う整備は除くものとする。</p> <p>5 その他 (1) 遠隔医療を実施するに当たっては、 ①「オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針」 (https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001116015.pdf) ②「オンライン診療の適切な実施に関する指針」 (https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001233212.pdf)</p>

新	旧
<p data-bbox="125 220 779 245">④「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」</p> <p data-bbox="114 268 891 293">https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001112044.pdf</p> <p data-bbox="114 316 304 341">を遵守すること。</p> <p data-bbox="58 512 1088 587"><u>(2) 遠隔手術指導の実施にあたっては、一般社団法人日本外科学会が公開している「遠隔手術ガイドライン」に基づく実施体制を確保すること。</u></p> <p data-bbox="58 847 215 873"><u>(3)</u> (略)</p>	<p data-bbox="1189 124 2136 199">③「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」 (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/170805-11a.pdf)</p> <p data-bbox="1189 220 1845 245">④「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」</p> <p data-bbox="1189 268 2136 293">http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000026080.pdf</p> <p data-bbox="1189 316 1379 341">を遵守すること。</p> <p data-bbox="1137 512 1223 537"><u>(新設)</u></p> <p data-bbox="1137 847 1290 873"><u>(2)</u> (略)</p>